

各位

MediciNova, Inc.
代表取締役社長兼 CEO
岩城 裕一
コード番号： 4875 東証 Jasdaq
問合わせ先： 東京事務所代表 副社長
岡島 正恒
電話番号： 03-3519-5010
E-mail： info@medicinova.com

四半期報告書の提出期限延長承認のお知らせ

2013年10月30日 米国 ラ・ホイヤ発 - メディシノバ (MediciNova, Inc.) (米国カリフォルニア州 ラ・ホイヤ、代表取締役社長兼 CEO：岩城裕一) は、平成25年10月29日付で、下記の通り、関東財務局長より四半期報告書の提出期限延長の承認 (包括承認) を受けましたのでお知らせいたします。

記

1. 延長された四半期報告書の提出期限

- ・本来の提出期限 (各四半期終了後45日以内)

第1四半期会計期間 (1月1日から3月31日まで) の場合：5月15日

第2四半期会計期間 (4月1日から6月30日まで) の場合：8月14日

第3四半期会計期間 (7月1日から9月30日まで) の場合：11月14日

- ・延長が承認された提出期限 (各四半期終了後75日以内)

第1四半期会計期間の場合：6月14日

第2四半期会計期間の場合：9月13日

第3四半期会計期間の場合：12月14日

但し、当該日が「行政機関の休日」 (行政機関の休日に関する法律第1条第1項に定める意味を有する。以下同じ。) に該当する場合には、その直後に到来する「行政機関の休日」に該当しない日とします。

(注) 上記延長後の期限は、いずれも、各四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る下記申請の理由について消滅または変更がなかった旨の書面を、各四半期会計期間に係る四半期報告書の提出期限までに関東財務局長に対して提出することが条件とされています。

2. 延長を必要とする理由

当社の本国における四半期報告書 (Form 10-Q) の提出期限は、当該四半期会計期間経過後45日以内と定められております。また、日本国内で提出すべき四半期報告書を作成するため

には、当社が本国で開示した四半期報告書（Form 10-Q）を翻訳し、日本法に基づく様式に整えた書類を作成するため、本国における開示手続完了から一定の期間が必要になることが見込まれます。そのため、当社は、予め関東財務局長に対して四半期報告書の提出期限の延長の承認を申請し、この度、上記のとおり承認を受けました。

3. 平成25年12月期第3四半期に係る四半期報告書について

当社は、当該四半期報告書に係る四半期会計期間中に当該承認に係る申請の理由について消滅または変更がなかった旨の書面を、上記第3四半期会計期間に係る四半期報告書の提出期限（平成25年11月14日）までに関東財務局長に対して提出する予定です。

以上

メディシノバについて

メディシノバ（Medicinova, Inc.）は、日本内外の国際的製薬企業との提携により有望な低分子化合物を導入し、様々な疾患領域の新規医薬品の開発を主として米国で行う公開製薬企業です。弊社のパイプラインには、喘息急性発作、COPD（慢性閉塞性肺疾患）、多発性硬化症を始めとする神経疾患、神経因性疼痛、薬物依存、喘息、間質性膀胱炎、固形癌、全般性不安障害、切迫早産、尿失禁など、多様な疾患の治療を目的とする6つの臨床段階の化合物と、血栓症治療を目的とする2つの前臨床段階の化合物が揃っております。メディシノバは、当面その戦略として、喘息急性発作及びCOPDの治療薬MN-221と多発性硬化症及びその他の中枢神経系疾患治療薬MN-166との2つの優先的開発化合物に資源を集中して開発を進めていく予定です。MN-221については、米国内で独自に開発を行い、一方MN-166については、開発に際して、戦略的な提携関係を構築することを考えております。また、他の製品候補につきましても、現金化を試みて参ります。弊社詳細につきましては<http://www.medicinova.jp>をご覧ください。メディシノバの所在地はアメリカ合衆国カリフォルニア州ラ・ホイヤ、スウィート 650、エグゼクティブ・スクエア 4275（電話 1-858-373-1500）です。

このプレスリリースには、1995年米国民事証券訴訟改革法（The Private Securities Litigation Reform Act of 1995）に規定される意味での「将来の見通しに関する記述」が含まれている可能性があります。これらの記述には、製品候補の治療法としての新規性および効能を実証する臨床試験に関する記述、既存または将来の臨床試験の計画や目的および製品開発に関する計画または目的に関する記述などが含まれます。このような記述には、臨床試験の結果、現段階の臨床試験の結果が必ずしもその後の製品開発の行方を確定するものではないこと、将来の臨床試験のタイミング、費用、計画など、臨床試験、製品開発および商品化に付随するリスクや不確定要素、FDAに対して書類を提出するタイミング、当社の戦略の失敗、第三者との提携構築、アヴィジェンとの合併により、イブジラストに関する開発プログラムを統合することにより期待される戦略的、財務的メリットを実現する可能性、イブジラストに関する開発プログラムを進めるための戦略的提携交渉、または、資金調達の可能性、知的財産権や契約上の権利を始めとして、当社が米国証券取引委員会に提出した届出書に記載されているものも含めたその他のリスクや不確定要素など、その多くは当社がコントロールが及ばないいくつかの前提、リスク、不確定要素の影響を受けるものであります。したがって、「将来の見通しに関する記述」はその時点における当社の状況を述べているにとどまり、実際の結果または成り行きは、必ずしも予想通りにはならない可能性があることにご留意下さい。また当社には、この記述に関して、情報の修正または更新を行う義務はありません。